



教育・保育施設における 医療的ケアについて

—神戸市 こども家庭局—

神戸市 こども家庭局幼保事業課



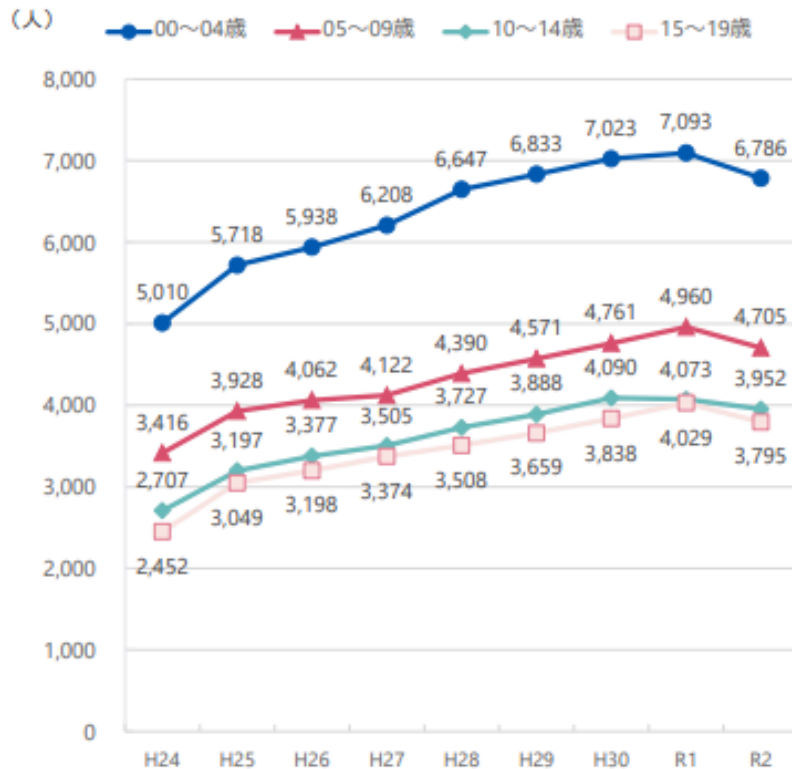
医療的ケア児の推移

出典：厚生労働省資料

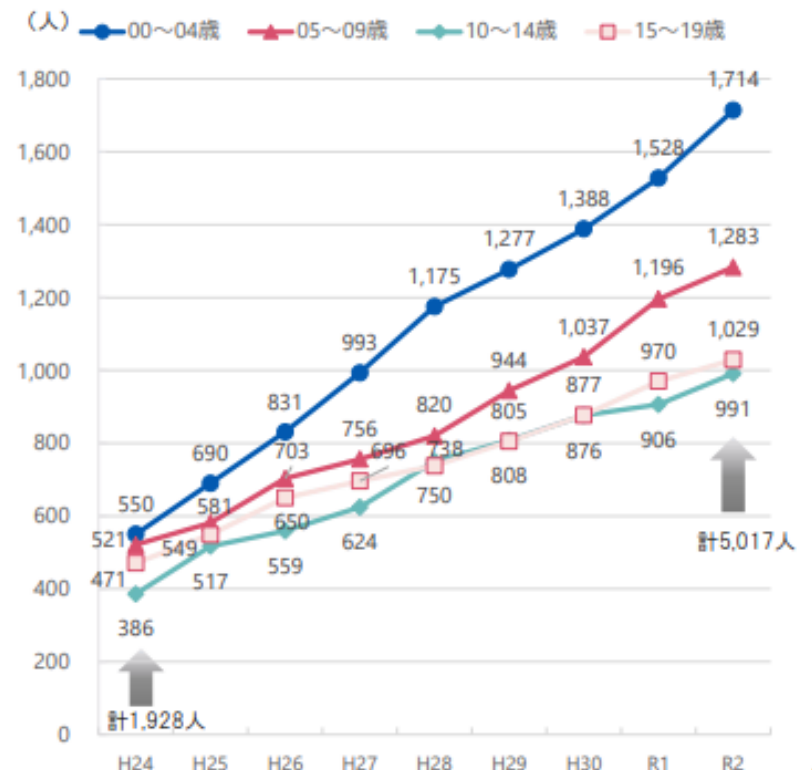
年齢階級別の医療的ケア児数等

- 年齢階級別の医療的ケア児数は、低年齢ほど人数が多く、0～4歳が最も多い。いずれの年齢階級も増加傾向である。
- 人工呼吸器を必要とする児童数は、直近7年で約2.6倍に増加している。0～4歳が最も多く、経年での増え方も大きい。

■ 年齢階級別の医療的ケア児数の年次推移（推計）



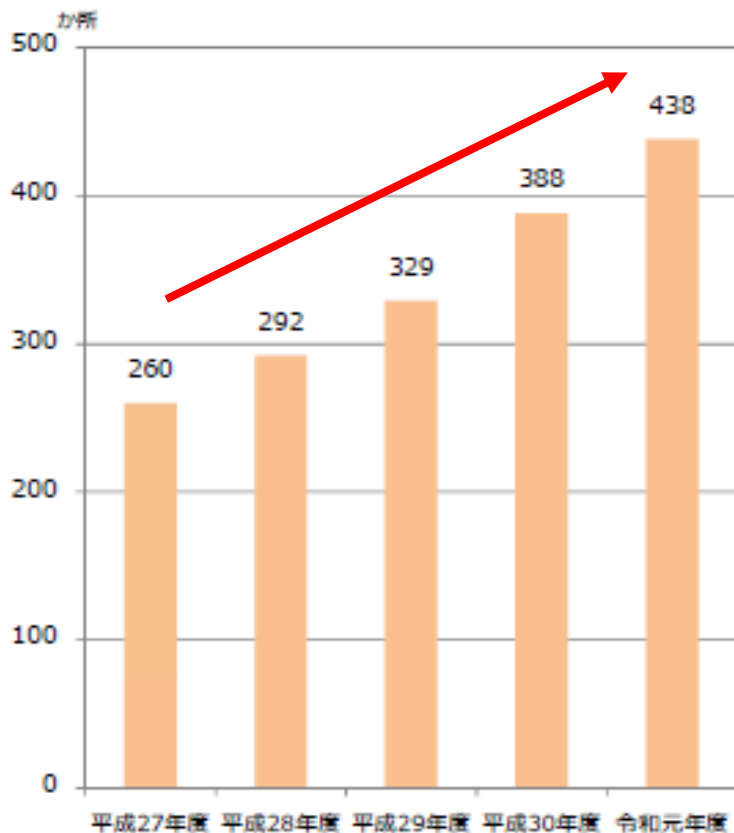
■ 年齢階級別の人工呼吸器を必要とする児童数※の年次推移（推計）



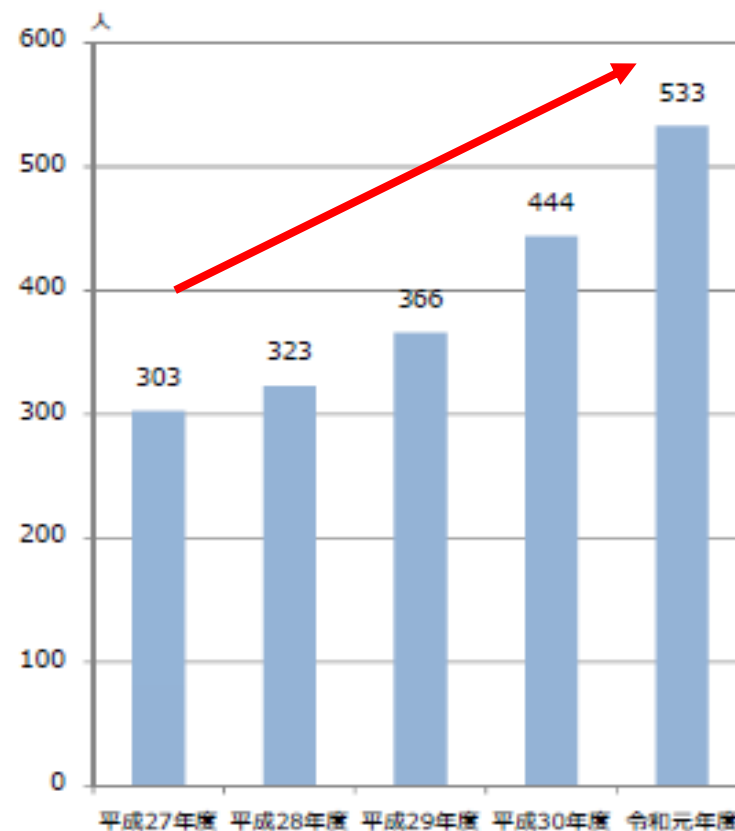
保育所等における医療的ケア児受入れ状況(全国)

出典：厚生労働省資料

医療的ケア児を受入れている施設数



医療的ケア児の受入れ状況



医療的ケア児への支援

○児童福祉法の改正

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

第56条の6第2項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない(=努力義務化)」

⇒平成29年度から「医療的ケア児保育支援モデル事業
(厚生労働省)」開始
令和3年度に一般事業化



「医療的ケア児及び その家族に対する支援に関する法律」

- 令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行
- 「医療的ケア」の定義：人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
- 「医療的ケア児」とは：日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
- 地方公共団体の**責務**：医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務
- 保育所の設置者等の**責務**：看護師等の配置により園に在籍している医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務



医療的ケア児の支援

- 医療的ケア児支援 = **こども**と**家族**への一体的な支援



医療的ケア児を保育所で受け入れる意義

- ★こどもらしい生活
- ★一緒に生活
体験の共有
感情の共有
明日の共有

- ★就労支援
 - ・経済的支援
 - ・自己実現
 - ・孤独感の軽減

気持ちにゆとり

子育てにもゆとり

保育施設ではそれが可能

教育・保育施設における 医療的ケア児の受け入れ—こども家庭局—

仕事と子育ての両立支援



子どもらしい日常生活に
対する支援

- 平成30年度 ガイドライン作成
【保育施設】

- 平成30年度中に5施設(私立3、公立2)
- 平成31年4月～7施設(私立5、公立2)
- 令和2年4月～10施設(私立7、公立3)
- 令和4年4月～17施設(私立10、公立7)で受入体制整備



- 【私立幼稚園等】

- 受け入れ児童の在園時間が保育所等に比べて短いため、公立小学校と同様に、訪問看護ステーションを活用した最大週10時間の看護師派遣により、公私合わせて平成31年2月より受け入れ制度を開始。

医療的ケア児受入れ施設—こども家庭局—

(1) 保育を必要とする事由のあるこども【拠点となる施設の決定】

(認定こども園、保育園、保育所、小規模保育事業)

※1施設の受入れ可能な医療的ケア児は、原則1名



pixta.jp - 981228

区	施設名
東灘区	連こ) おかもと虹こども園
	公保) 本山保育所 ※R4.4~
	公保) 魚崎保育所 ※R4.4~
灘区	連こ) めばえの園認定こども園
中央区	連こ) 友愛幼児園
	私保) くすのき愛児園 ※R4.4~
兵庫区	公保) 松原保育所
北区	連こ) このみ保育園
	連こ) 頌栄保育園 ※R4.4~
長田区	公保) ふたば保育所
須磨区	公保) 須磨保育所
	公保) 菅の台保育所 ※R4.4~
垂水区	小) ちっちゃなこども園ふたば
	私保) 舞多聞よつば保育園
	連こ) かすみがおか虹こども園 ※R4.4~
西区	連こ) あさひ保育園
	公保) 玉津保育所 ※R4.4~

連こ) 幼保連携型認定こども園
私保) 私立保育園
公保) 公立保育所
小) 小規模保育事業

(2) 保育を必要とする事由のないこども
(幼稚園、1号認定)
⇒受け入れ可能な幼稚園、認定こども園

医療的ケア児の 教育・保育施設利用要件 その1

- 保護者が対象の医療的ケア児が、
施設における集団生活が可能であるとの
主治医による意見書(様式1)を提出

⇒ 集団生活が可能とは、
「集団の場においても状態が安定している」こと

意見書



医療的ケア児の 教育・保育施設利用要件 その2

＜受け入れ可能時間＞ ※いずれも平日のみの対応

(1) 保育所

公立：9時～17時

私立：園と相談

(2) 幼稚園、1号認定

教育標準時間内



医療的ケア児の 教育・保育施設利用要件 その3

＜受け入れ可能年齢＞

(1) 保育所

公立：2歳児クラス以上

私立：施設の受け入れ可能年齢

(2) 幼稚園、1号認定

3歳児クラス以上



医療的ケア児の 教育・保育施設利用要件 その4

＜受け入れ可能な医療的ケア＞

- ①経管栄養（鼻腔、胃ろう、腸ろう）
- ②吸引（口腔内、鼻腔内、気管切開部）
- ③酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）

※人工呼吸器については安全性、受入れ体制の面から対象と
していない

- ④導尿

その他、施設で対応可能な医療的ケア

（幼稚園、1号認定では、施設、訪問看護師による対応が可能な
ケア）



受入れ可能な医療的ケア

経管栄養

鼻腔
胃ろう
腸ろう



〈必要となる状態〉

消化吸収機能は保たれているが

- ・飲み込みの働きが
低下している状態

- ・経口摂取だけでは
栄養が不十分と推測される状態



受入れ可能な医療的ケア

吸引

口腔内

鼻腔内

気管切開口



〈必要となる状態〉

自力でたんを出すことが難しい状態

受入れ可能な医療的ケア

酸素療法

酸素カヌー、酸素マスク



〈必要となる状態〉

空気より高い濃度の酸素を

必要とする状態

導尿

間欠的導尿

間欠的自己導尿

〈必要となる状態〉

神経原性に伴う排尿障害

医療的ケア児の 教育・保育施設利用要件 その5

＜受け入れ手法＞

**(1) 保育を必要とする事由のあるこども(保育所、保育園、
認定こども園2号、3号認定)**

施設に配属された看護師が、

登所から降所まで責任をもって必要な医療的ケアを行う



(2) 保育を必要とする事由のないこども(幼稚園、1号認定)

園と契約した訪問看護ステーションの訪問看護師が、

10時間/週を上限に 医療的ケアを行う

※10時間/週を超える部分に関しては保護者により実施



—まとめ(受け入れについて)—

- 保育施設における受入れは、看護師を配置した拠点施設で実施
- 私立幼稚園等では、保護者から施設への相談の結果、訪問看護ステーションを利用した医療的ケアの提供を可能とした施設で実施
- 医療的ケアの提供は、医師が作成する「指示書」に沿って看護師が行う
- 受入れ対象の基準を設定(受入れ可能なケア、受入れ年齢、受入れ時間 など)
- 集団教育・保育への参加には、主治医による判断(集団生活が可能である)を伴う

意見書/指示書



よろしくお願ひします

